

総社市水道事業料金等関連業務（第2期）

No.	該当資料名	項目番号等	質問事項	回答
1	実施要領	2 業務概要 (4) 委託業務の範囲	委託業務で使用する上下水道料金システム、ハンディターミナル、マッピングシステムについて 想定されている機器貸与数をご教示ください。又、上下水道料金システム及びマッピングシステムにて使用するプリンタの台数も併せてご教示ください。	システムについては、上下水道料金システムは必要台数分、ハンディターミナルは28台、水道用マッピングシステムは窓口での閲覧用として1台の貸与を想定しています。また、下水道用のマッピングシステムは、上下水道料金システム用のパソコンに必要台数分を貸与(インストール)できます。なお、入力用の水道用マッピングシステムはお客様センターと近い位置に配置予定の上水道課執務スペース内に上水道課職員と共用で使用する1台を想定しています。 プリンタについては、上下水道料金システム及び水道用マッピングシステム、下水道用マッピングシステムで使用できるプリンタを計2台貸与の予定です。
2	実施要領	1 1 企画提案書等の審査及び評価の実施方法 (2) 審査及び評価の方法	プレゼンテーションについて 参加事業者の参加人数についてご教示ください。	参加事業者の参加人数について制限はありません。
3	仕様書	II 委託業務の範囲 4 開栓業務及び開栓作業に伴うメーター交換業務 5 閉栓業務及び閉栓作業に伴うメーター撤去業務	メーター取付・交換・撤去について、別記2 基準業務量へ年間件数の記載がありますが、口径別の件数をご教示ください。	口径別の件数については下記のとおりです。 取付 Φ13=5件、Φ20=18件、Φ25=1件、Φ40=2件、Φ50=2件、Φ75=1件 撤去 Φ13=98件、Φ20=47件、Φ25=1件、Φ40=2件、Φ50=2件、Φ75=1件 交換 Φ13=5件、Φ20=16件、Φ25=1件、Φ40=2件、Φ50=2件、Φ75=1件 (メーター取付・撤去のうち交換によるもの) ※φ40以上の口径のメーターに係る作業は、市が指定する業者が作業することを想定しています。(調整等は受注者でしてください) (作業に係る費用は市が負担します)

4	仕様書	II 委託業務の範囲 1 0 メーター管理業務、一斉メーター交換業務に付随する業務	メーター在庫や撤去メーターの保管場所は6業務の執務場所と同一場所(敷地内)との認識でよろしいでしょうか。	メーター在庫や撤去メーターの保管場所は6業務の執務場所と同一場所(敷地内)の予定です。 なお、一括メーター交換による旧メーターの返却は、発注者が指定する場所(敷地外)での受け取りとなります。長くとも1日ですべての旧メーターが受け取れます。
5	仕様書	II 委託業務の範囲 1 1 給水装置工事申請対応業務	給水装置工事完工検査について、検査の実施項目(例:残留塩素測定・メーター位置オフセット、機器や配管等の図面照合等)についてご教示ください。	オフセット、メーター及び止水栓の取付位置、路面復旧状況等を想定しています。なお、不具合があった場合は施工業者へその旨伝え、修繕させたうえで、再度確認してください。
6	実施要領	2 業務概要 (5) 業務の執務場所	執務場所は、総社市役所本庁舎内と記載がありますが、制服に着替える更衣室や休憩室はありますか。	制服に着替える更衣室や休憩室はあります。(市職員との共用となります)
7	仕様書	I 総則 第1 一般事項 1 6 収納率の算出	過去5年間の収納率をご教示ください。	過去5年間の収納率は下記のとおりです。 (水道事業会計の現年度調定分) 令和5年度 97.5% 令和4年度 97.1% 令和3年度 97.1% 令和2年度 97.0% 令和元年度 96.8% (下水道事業会計の現年度調定分) 令和5年度 95.2% 令和4年度 95.4% 令和3年度 95.2% 令和2年度 96.6% ※下水道事業会計の現年度収納率は、3月31日時点で下水道事業会計に入金されていない水道事業会計の預かり金を含みません。 ※下水道事業会計は令和2年度から公営企業会計に移行したため、令和2年度以降の収納率を示します。

8	別記1	経費の負担区分について	<p>執務場所の使用料及び事務机・事務椅子についての負担区分をご教示ください。又、執務場所の使用料負担が受注者の場合の金額をご教示ください。</p>	<p>執務場所の使用料及び事務机・事務椅子については、発注者負担です。</p>
9	仕様書	<p>Ⅱ 委託業務の範囲</p> <p>2 給水管等問合せ対応業務</p> <p>(3) エ水質異常に関する問い合わせ</p>	<p>水質異常の発生源が給水管か配水管か確認と記載があります。確認方法についてご教示ください。</p>	<p>発生源が給水管か配水管かの判断は、状況により発注者が行いますので、問合せや苦情の内容をよく聞き取り、発注者に報告していただくことを想定しています。</p>

令和6年9月20日
総社市環境水道部上水道課

総社市水道事業料金等関連業務（第2期）

No.	該当資料名	項目番号等	質問事項	回答
1	実施要領 仕様書（P10） 別記1	2（4） II 1（1）エ 別記1	<p>実施要領では「なお委託業務で使用する上下水道料金システム...原則として発注者が準備したものを使用することとします」とあります。</p> <p>上記文面には、仕様書内に記載がある「給水工事管理台帳システム」が含まれていません。また別記1にも特に明記がありません。この「給水工事管理台帳システム」に関する負担区分をご教示ください。</p>	<p>給水工事管理台帳システムの負担区分は発注者です。</p>
2	実施要領	6（1）カ	<p>業務実績調書（様式第3号）には10件分の受託実績記載欄があります。条件に該当する受託実績がこれ以上ある場合は、行を追加して記載すべきでしょうか。また記載件数は評価に影響するのでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>審査に係る質問は受け付けませんが、行を追加して記載していただいても構いません。</p>
3	実施要領 仕様書（P5）	2（5） I 第1 6	<p>「本庁舎の建て替えの都合で令和7年4月18日までは総社市清音出張所内を執務場所とする予定です」とあります。その後の総社市役所本庁舎への、お客様センター事務所の移転（引っ越し）に係る費用については、「発注者が負担する経費」と考えて問題ないでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>お客様センター事務所の移転（引っ越し）に係る費用については、発注者が負担します。</p>

4	仕様書（P 5） 別記 2	I 第 1 6 別記 2	令和 7 年 4 月 19 日以降は総社市役所本庁舎内での業務となります。移転により、基準業務量の受付件数（窓口来訪者）などの増加についてどれくらい見込まれるでしょうか。参考数量としてご教示ください。	移転による基準業務量の受付件数（窓口来訪者）などの増加は見込んでおりません。なお、新庁舎での業務は令和 7 年 4 月 2 1 日からを予定しています。
5	仕様書（P 1 2） 別記 2	II 3（2）イ 別記 2	仕様書では「検針期間は、原則として再検針を含め毎回 5 日から 2 5 日までとする」とあります。一方、別記 2 の（令和 5 年度実績）検針サイクル実績では「偶数月の 1 日から 20 日まで」となっています。検針サイクルの変更を検討されている場合は、その時期についてご教示ください。	検針サイクルの変更は受注者と協議のうえ決定し、協議が整うまでは検針サイクルは現在の 1 日から 2 0 日のままとする予定です。なお、現時点では変更時期は未定です。
6	仕様書（P 1 4）	II 5（4）カ	「撤去後のメーターは…適切に保管し」とあります。メーターの保管場所については、発注者様にて準備（負担）して頂けるという認識で問題ないでしょうか。ご教示ください。	メーターの保管場所については、発注者にて準備（負担）します。
7	仕様書（P 1 5）	II 6（1）カ	「毎月、発注者が指定した日までの納入通知書、督促状等の作成、抜き取り及び発送」とあります。これに関して、郵便局への持ち込みは、お客様センターでの持ち込みという認識で問題ないでしょうか。ご教示ください。	郵便局への持ち込みが必要な場合は、受注者で持ち込むという認識で問題ありません。なお、総社市の発送担当課が指定する時間までに持ち込みが可能な場合は、市役所本庁内の発送受付場所へ持ち込むこともできます。
8	仕様書（P 1 7）	II 1 0（3）キ	「メーター交換業者から仕切弁操作の依頼があった場合は…立会、仕切弁操作を行うこと」とあります。令和 3、4、5 年度の当該事案への対応実績数をご教示ください。	令和 3～5 年度の当該事案への対応実績数は下記のとおりです。 令和 5 年度 3 5 件 令和 4 年度 5 件 令和 3 年度 3 0 件

9	仕様書（P 1 7）	Ⅱ 1 0（3）キ	上記に関連して、仕切弁操作について、想定されている具体的な発注者・受注者間の業務分掌及び作業内容（濁水対応が必要な場合も受注者のみにて対応するのか等）についてご教示ください。	<p>発注者（発注者が委託したメーター交換業者）は、メーター交換に伴う使用者対応（事前の日程調整、事後のメーター二次側配管の洗管作業・濁水対応等）を行います。</p> <p>受注者はメーター交換の直前に仕切弁を閉とし、メーター交換後に仕切弁を開とします。急激な仕切弁操作等、操作の瑕疵により濁水等が生じた場合は受注者にて対応となります。</p> <p>なお、操作する仕切弁が分からない場合は、事前に発注者に確認することができます。</p>
1 0	仕様書（P 1 7）	Ⅱ 1 1（1）	「給水装置工事申請の受付、審査、手数料等の記載」とあります。これに関連して、申請の受付には道路占用許可申請書等も含まれるのでしょうか。ご教示ください。	市道については、道路占用許可申請書の受付はありませんが、県道や河川等の占用許可申請書が必要な場合は給水申請書が道路等の管理者と協議済みの申請書類であることを確認のうえ、受け付けることとなります。
1 1	仕様書（P 1 7） 特記仕様書（P 3）	Ⅱ 1 1（4） Ⅱ 1 1（13）	仕様書には「給水装置工事申請にかかる工事立会受付、日程調整及び穿孔立会」とあり、特記仕様書には「穿孔立会の際は、給水工事施工基準に従い…写真の撮影をすること」とあります。これに関連して、現行の穿孔立会時の人員体制、及び1件当たりの平均作業時間についてご教示ください。	穿孔立会時は基本1人で立会し、1件あたりの現場作業時間は15～30分程度を見込んでいます。
1 2	仕様書（P 1 7） 特記仕様書（P 4）	Ⅱ 1 1（5） Ⅱ 1 1（16）	本業務で想定されている完工検査のための現地調査の作業範囲、及びそれら作業に要する資機材の負担区分についてご教示ください。	完工検査のための現地調査としては、提出された完工報告書に基づき、オフセットの確認、通水確認、路面復旧の確認、配管及び止水栓の位置の確認等となります。これら作業に要する資機材は受注者負担となります。

1 3	仕様書（P 1 7） 特記仕様書（P 3）	II 1 1（6） II 1 1（5）	仕様書には「台帳システムへの関係情報の入力」とあり、特記仕様書には「申請書の内容に基づき、台帳システムに入力し台帳を作成すること」とあります。想定されている「関係情報」についてご教示ください。	給水装置工事申請書に記載されている情報（申請者情報、引込口径、分担金手数料等）の Excel への入力になります。またマッピングシステムへ給水装置工事申請書に基づく作図、申請書のスキャンデータ（PDF）の紐付け等を想定しています。
1 4	仕様書（P 1 7） 特記仕様書（P 4）	II 1 1（7） II 1 1（20）	仕様書に記載された「完工検査後の書類のデータ化・整理」とは、特記仕様書に記載された「完工検査の後、給水申請書一式を…データを保存すること」と同義であると考えて問題ないでしょうか。ご教示ください。	同義と考えて問題ありません。
1 5	仕様書（P 1 8）	II 1 3（1）ア	「…下水道マッピングシステムで確認すること」とあります。このシステム端末は庁舎移転後、お客様センター内に配置していただけるのでしょうか。ご教示ください。	お客様センター内の上下水道料金システム用のパソコンに閲覧用の下水道マッピングシステムを必要台数分インストールします。
1 6	仕様書（P 1 8）	II 1 3（1）ア	上記に関連して、下水道マッピングシステムの「閲覧専用端末」を配置していただくことは可能でしょうか。また本システムの操作マニュアルはご提供いただけるのでしょうか。ご教示ください。	お客様センター内の上下水道料金システム用のパソコンに閲覧用の下水道マッピングシステムを必要台数分インストールします。 下水道マッピングシステムの操作マニュアルは提供します。
1 7	仕様書（P 1 8）	II 1 3（1）ア	上記に関連して、下水道マッピングシステムの費用の負担区分に関する記載がありません。お考えをご教示ください。	下水道マッピングシステムに係る費用は発注者が負担します。

18	特記仕様書（P3）	II 11（1）	「本業務と別に発注する排水設備工事申請対応業務」とあります。当該業務の仕様、基準業務数量等についてご教示ください。	本業務の受注者が決定後、随意契約の方法により排水設備工事申請対応業務を発注するため、本業務の受注者に排水設備工事申請対応業務の仕様、基準業務数量等示します。
19	特記仕様書（P3）	II 11（1）	上記に関連して、当該業務の発注方法、及び発注時期についてご教示ください。	本業務の受注者が決定後、随意契約の方法により排水設備工事申請対応業務を発注します。
20	特記仕様書（P3）	II 11（1）	上記に関連して、当該業務に係る費用については、本業務の参考見積額には含まない、と考えて問題ないでしょうか。ご教示ください。	排水設備工事申請対応業務は、本業務の参考見積額に含めないでください。
21	別記1 発注者が負担する経費	1	「お客様センターの事務所の電話料及び発注者が管理のfaxの使用料」とあります。これは通信費に加えて、電話機、fax送受信機本体、通信回線の開設費用についても発注者様のご負担にて提供いただけるものとして認識して問題ないでしょうか。ご教示ください。	通信費、電話機、fax送受信機本体、通信回線の開設費用は発注者が負担します。
22	別記1 発注者が負担する経費	3	事務所経費に「書類保存用キャビネット、光熱水費」とあります。これに関連して、本費目には業務に必要な人数分の事務用机、椅子も含まれると考えて問題ないでしょうか。ご教示ください。	業務に必要な人数分の事務用机、椅子は発注者が負担します。

2 3	別記1 発注者が負担する 経費	9	「発注者が必要と認める経費」とあります。これに関連して、業務用車両の駐車場は無償にて貸与いただけるものと認識して問題ないでしょうか。また貸与いただける場合は、台数についてもご教示ください。	現在総社市の新庁舎が建設中で、公用車等の駐車場については協議中となっております。参考見積価格は『貸与はない』という条件で算定してください。貸与が可能となった際には落札者と協議とします。																					
2 4	別記1 受注者が負担する 経費	9 (1) ~ (10)	本業務では印刷製本費が受注者負担となっております。これに関連して、委託業務実施期間中に物価水準の著しい変動により当該費用が高騰し、委託料が不相当となったと認められるときは、委託料の変更などの協議は行っていただけるのでしょうか。ご教示ください。	社会情勢の変化等、発注者がやむを得ないと判断したときは協議を行います。																					
2 5	別記1 受注者が負担する 経費	9 (1) ~ (10)	上記に関連して、現行の各帳票の納入業者様、及び発注方法についてご教示ください。 また、受託候補者となった場合に、現在の納入業者を紹介いただくことは可能でしょうか。ご教示ください。	<table border="0"> <tr> <td>単票納付書</td> <td>サンコー印刷</td> <td>17.8 円 / 件</td> </tr> <tr> <td>連帳納付書</td> <td>TOPPANNエッジ</td> <td>8.6 円 / 件</td> </tr> <tr> <td>連帳口振</td> <td>小林クリエイト</td> <td>6.2 円 / 件</td> </tr> <tr> <td>不能通知</td> <td>サンコー印刷</td> <td>34.2 円 / 件</td> </tr> <tr> <td>督促状</td> <td>サンコー印刷</td> <td>26.4 円 / 件</td> </tr> <tr> <td>メーター交換票</td> <td>サンコー印刷</td> <td>6.0 円 / 件</td> </tr> <tr> <td>メーター交換のお知らせ</td> <td>サンコー印刷</td> <td>9.8 円 / 件</td> </tr> </table> <p>なお、必要なデータはお渡ししますが、納入業者の仲介はしません。また、帳票の種類によって発注数が大きく異なっていることをご承知おきください。</p>	単票納付書	サンコー印刷	17.8 円 / 件	連帳納付書	TOPPANNエッジ	8.6 円 / 件	連帳口振	小林クリエイト	6.2 円 / 件	不能通知	サンコー印刷	34.2 円 / 件	督促状	サンコー印刷	26.4 円 / 件	メーター交換票	サンコー印刷	6.0 円 / 件	メーター交換のお知らせ	サンコー印刷	9.8 円 / 件
単票納付書	サンコー印刷	17.8 円 / 件																							
連帳納付書	TOPPANNエッジ	8.6 円 / 件																							
連帳口振	小林クリエイト	6.2 円 / 件																							
不能通知	サンコー印刷	34.2 円 / 件																							
督促状	サンコー印刷	26.4 円 / 件																							
メーター交換票	サンコー印刷	6.0 円 / 件																							
メーター交換のお知らせ	サンコー印刷	9.8 円 / 件																							
2 6	別記1 受注者が負担する 経費	9 (1) ~ (10)	上記に関連して、現行の各帳票の費用（単価等）をご教示ください。	上記のとおりです。																					

27	別記1 受注者が負担する 経費	9 (11)	「その他必要な帳票等」とあります。これに関連して、市内の需要家に対するチラシ配布に係る費用は受注者が負担する経費とお考えでしょうか。ご教示ください。	使用者へのチラシ配布に係る費用は発注者が負担します。なお、発注者が定める予定価格以内であるときは、検針と合わせて使用者へのチラシ配布を行う業務を随意契約の方法により発注します。
28	別記1 受注者が負担する 経費	9 (11)	関連して、上記のチラシ配布に係る費用が「受注者が負担する経費」である場合、今後委託業務期間内での想定されておられる配布スケジュール、参考数量についてご教示ください。	大きなお知らせがある場合などに配布を利用する可能性があります。が、現時点で計画している配布物はありません。

令和6年9月20日
総社市環境水道部上水道課